

社会福祉法人 中央福祉会
幼保連携型認定こども園 中央こども園
《重要事項説明書》

1.施設運営主体

名称 社会福祉法人 中央福祉会
所在地 杵築市大字南杵築 972 番地
電話番号 0978-62-3366
代表者氏名 理事長 木元 洋一郎

2.利用施設

施設の種類 幼保連携型認定こども園
施設の名称 中央こども園
施設の所在地・連絡先
つみき館・ブリキ館 〒873-0002 杵築市大字南杵築 972 番地
TEL 0978-62-3366 fax 0978-62-3772
くれよん館 〒873-0002 杵築市大字南杵築 1171 番地
TEL 0978-66-1116 fax 0978-66-1117
放課後児童クラブ 〒873-0001 杵築市大字杵築 428 番地 1
TEL 0978-97-2392 fax 0978-97-2392

管理者 園長 木元 洋一郎
利用定員 1号認定（教育標準時間認定） 75名
2号認定（保育認定） 10名
3号認定（保育認定） 50名
児童クラブ 30名

実施する事業の種類

延長保育事業
幼稚園型一時預かり事業
地域子育て支援拠点事業
放課後児童健全育成事業

新学期開設年月日 令和7年4月1日

3.基本理念

目の前に広がる稲穂の大地。自然に恵まれ実りあるこの場所でたくさんの出会いや経験を通して喜びや感動、あたたかさを感じ、人が人として生きられるよう私たちは広い心で見守り、一人ひとりに寄り添います。

4.認定区分ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

【1号認定（教育標準時間認定）】

提供する曜日 月曜日から金曜日まで

教育標準時間 午前9時から午後3時までの間の6時間

- 幼稚園型一時預かり（別途利用者負担があります）

月曜日～金曜日：午前7時から午前9時まで・午後3時から午後6時まで

土曜日 : 午前7時から午後6時まで

- 延長保育（別途利用者負担があります）

午後6時から午後8時まで

- 休園日 日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）

理事長が休日と認めた日（台風など）

【2号認定・3号認定（保育認定）】

提供する曜日 月曜日から土曜日まで

保育時間 【保育標準時間認定を受けた方】

午前7時から午後6時まで

【保育短時間認定を受けた方】

午前8時30分から午後4時30分までの8時間

- 標準預かり（別途利用者負担があります）

短時間認定のこどもを標準時間認定と同じ時間内で預かれます。

- 延長保育（別途利用者負担があります）

午後6時から午後8時まで

- 休園日 1号認定と同じです。

5.職員体制

当園では、教育・保育の実施に必要な職員として、以下の職員を配置しています。

園長 常勤 1名

看護師 非常勤 1名

主幹保育教諭 常勤 2名

保育教諭 常勤 17名 非常勤 8名

栄養士 常勤 1名

調理員 常勤 2名 非常勤 3名

子育て支援員 常勤 1名 非常勤 1名

児童支援員 常勤 2名

幼稚園型一時預かり担当 非常勤 1名

指導員（リトミック・英語遊び・体操教室） 非常勤 3名

事務員 常勤 1名

用務員 常勤 1名

合計 28名 18名

【46名】

6.提供する教育・保育等の内容

当園は、幼稚園教育要領（平成29年文科省告示第62号）、保育所保育指針（平成29年厚労省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文科省・厚労省告示第1号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)教育・保育及び時間外保育の提供

上記4に記載する時間において、保育を提供します。

(2)延長保育

上記4に記載する時間において、延長保育を提供します。

(3)送迎

保護者による送迎を基本とします。（送迎バスはありません）

(4)講師による教育・保育

体操教室（東教体育科学研究所講師）

リトミック教室（専任講師）

英語あそび（専任講師）

科学遊び（専任講師）

7.給食等について

(1)提供方針

子どもたちの元気で健康な体づくりのため、主食・主菜・副菜・デザートを組み合わせ、バランスの良い食事を提供しています。

(2)提供方法

自園調理

(3)昼食・おやつ

保護者の方へは、毎月『給食だより』を配布します。

(4)アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどにより食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師の診断書等（※）を提出いただき、除去するなどの対応をとります。

※診断書等は毎年4月に年一回提出をお願いしています。

(5)衛生管理等

栄養士・調理員・0歳児担当職員は、毎月検便を実施しています。

他の職員は、年1回検便を実施しています。

8.保護者負担について

(1)入園に要する費用の負担（入園料等）は特にありません。

(2)入園後の費用負担

①給食に関する費用負担

3歳以上児は、主食費500円（月単位）、副食費4,500円（月単位）を徴収します。

※副食費については免除制度有り。詳しくは市町村担当へご相談ください。

②その他別紙「利用者負担に関する覚書書」記載の費用負担

(3)上記の費用負担は毎月5日（土・日・祝日にかかる場合は翌開園日）に請求書を発行し、

10日・21日（土・日・祝日にかかる場合は銀行翌営業日）に口座引落となります。

(4)上記の費用負担については口座引落の場合を除いて、領収書を発行します。

(5)退園時、すでにお支払いいただいた費用について日割り計算は行っておりません。そのため返金はいたしませんのでご了承願います。

(6)その他必要な物品についてはご家庭で準備をお願いします。

(7)当園ではオムツのサブスクリプションを行っており、月額3,278円です。0歳児は、全額園負担、1歳児以上については、希望される保護者は、保護者負担が2,000円（残りは園負担）で行います。

9.当園の利用に際し留意いただきたいこと

(1)欠席する場合又は登園が遅れる場合

欠席する場合又は登園が遅れる場合は、ルクミーアプリケーションによりその日の午前8時45分までにご連絡をお願いします。

(2)お迎えが遅れる場合・お迎えに来られる方が変わる場合

お迎えが届出時間よりも遅れる場合は事前にご連絡ください。

お迎えに来られる方が、届出者以外になる場合（ご親戚の方など）は事前にご連絡ください。

(3)毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行っていただくようお願いします。

(4)感染症について

はしか・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、かかりつけ医師の許可の上、登園届（別紙）の提出をお願いします。

(5)投薬について

医療行為にあたるため、原則として行いません。個別にご相談ください。

(6)時間外保育が必要な場合

事前にお知らせください。

10.利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

(1)1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。

(2)3号認定子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3)保育料が2か月以上にわたって未納となり、園からの督促にもかかわらず誠意がみられないとき。

(4)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11.嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医師名 坂本 啓二（山香病院名誉院長）

所在地 速見郡日出町豊岡 6155-5

電話番号 0977-75-1234

(2)歯科

名称 宮本歯科医院
院長名 宮本 耕一
所在地 杵築市杵築 665-569
電話番号 0978-63-3033

12.緊急時の対応

当園では、病気や怪我のため容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
緊急の時は、救急車を手配し、救急病院に搬送することもあります。
体温が 38 度以上あるときや嘔吐・下痢等で園児の体調が悪いときは電話連絡し、お迎えをお願いします。

13 保険の加入

(1)公益社団法人全国私立保育園連盟

「ほいくのほけん」制度

①園児団体傷害補償

死亡・後遺障害…230 万円
入院（1 日あたり）…3,000 円
通院（1 日あたり）…2,000 円

②園賠償責任保険

対人 1 名、1 事故 10 億円、対物 1 事故 1,000 万円

14.非常災害時の対策

避難訓練…毎月 1 回、避難訓練を行っている。

防災設備…消火器、防犯カメラ、通報設備等の設置

避難場所…（一次）園庭、くれよん館は敷地隣の空き地 （二次・津波）宗近中学校

避難時の児童の受け渡し方法…名簿による確認

年 3 回津波を想定した避難訓練を行っている。（園から宗近中学校まで）

15.教育・保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

【中央こども園 相談・苦情担当】

相談・苦情解決責任者 木元洋一郎（園長）

相談・苦情受付担当者 安岡都奈美 清末真吾（主幹保育教諭）

第三者委員会 千鳥昭雄（地区代表）

杵築市西下司 1118 090-8765-3047

生地由美（地区代表）

杵築市西下司 1136 0978-62-3307

受付方法 面接・文書・子育て相談箱などで受け付けております。

16.利用者負担金

項目	内容（理由、目的）	金額
主食費	1号・2号認定のこどもに対する主食費	月額 500 円
副食費	1号・2号認定のこどもに対する副食費	月額 4,500 円
幼稚園型一時預かり保育料	1号認定のこどもに対する本文に定める幼稚園型一時預かりに係る利用者負担	1回につき 200 円※
標準預かり保育料	2.3号短時間認定のこどもに対する本文に定める標準預かりに係る利用者負担	1回につき 200 円※
延長保育料	午後 6 時以降の時間外保育に係る利用者負担（全園児共通）	午後 6 時～6 時 30 分 300 円 午後 6 時 30 分～7 時 500 円 午後 7 時～8 時 800 円
月間絵本	保育・教育教材として絵本の年間購読料	年額 5,520 円（月額 460 円）
スイミング (希望者のみ)	スイミングスクール利用料（5歳児対象） (xyz スイミングスクール)	1回につき 500 円（変更の場合お知らせします）
親子バス遠足代	園行事でのバス代、入園料など、原則大人の分	2,000 円～4,000 円（一人）
体操服・帽子など	園指定のもの、強制はしない	実費

※幼稚園型一時預かり保育料について…午前 7 時から午前 9 時の間に登園された場合に 1 回、午後 3 時から午後 6 時まで利用した場合に 1 回として計算します。1 日で朝夕両方利用した場合は 2 回と計算します。

※標準預かり保育料について…短時間認定を受けた場合、保育時間は午前 8 時半から午後 4 時半までです。

ご家庭の都合などにより、午前 7 時から午前 8 時半の間に登園された場合に 1 回、午前 4 時半から午前 6 時まで利用した場合に 1 回として計算します。1 日で朝夕両方利用した場合は 2 回と計算します。

同意書

中央こども園
園長 木元 洋一郎 殿

私は、中央こども園の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

児童氏名 _____

児童との間柄 _____

利用者負担に関する覚書書

中央こども園を利用するにあたり、下記保育等の提供に要する実費の利用者負担金についてこれを承認し、支払期日までにお支払いたします。

項目	内容（理由、目的）	金額
主食費	1号・2号認定のこどもに対する主食費	月額 500 円
副食費	1号・2号認定のこどもに対する副食費	月額 4,500 円
幼稚園型一時預かり保育料	1号認定のこどもに対する本文に定める幼稚園型一時預かりに係る利用者負担	1回につき 200 円※
標準預かり保育料	2.3号短時間認定のこどもに対する本文に定める標準預かりに係る利用者負担	1回につき 200 円※
延長保育料	午後 6 時以降の時間外保育に係る利用者負担（全園児共通）	午後 6 時～6 時 30 分 300 円 午後 6 時 30 分～7 時 500 円 午後 7 時～8 時 800 円
月間絵本	保育・教育教材として絵本の年間購読料	年額 5,520 円（月額 460 円）
スイミング (希望者のみ)	スイミングスクール利用料（5歳児対象）水曜日 (xyz スイミングスクール)	1回につき 500 円（変更の場合お知らせします）
親子バス遠足代	園行事でのバス代、入園料など、原則大人の分	2,000 円～4,000 円（一人）
体操服・帽子など	園指定のもの、強制はしない	実費

※幼稚園型一時預かり保育料について…午前 7 時から午前 9 時の間に登園された場合に 1 回、午後 3 時から午後 6 時まで利用した場合に 1 回として計算します。1 日で朝夕両方利用した場合は 2 回と計算します。

※標準預かり保育料について…短時間認定を受けた場合、保育時間は午前 8 時半から午後 4 時半までです。

ご家庭の都合などにより、午前 7 時から午前 8 時半の間に登園された場合に 1 回、午後 4 時半から午後 6 時まで利用した場合に 1 回として計算します。1 日で朝夕両方利用した場合は 2 回と計算します。

中央こども園 園長 殿

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____